

消防車両の売却に係る一般競争入札

入札説明書

入札参加資格確認申請の受付期間

平成28年2月22日（月）～平成28年3月7日（月）

持参：9時～12時、13時～17時（郵送の場合は最終日必着）

* この入札に参加するには、事前の参加申し込みが必要です。

入札参加を希望される方は、この入札説明書をよく読み、内容を充分把握したうえでご参加ください。

相馬地方広域市町村圏組合総務課財政係
〒976 - 8601 福島県相馬市中村字大手先13
Tel 0244-35-0211
Fax 0244-36-8932
URL <http://www16.ocn.ne.jp/~s-koiki/>

入札説明書（消防車両の売却）目次

1	一般競争入札（消防車両売却）等の手続きの流れ	3頁
2	入札説明書	4頁～8頁
3	競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）	9頁
4	使用印鑑届（様式第2号）	10頁
5	委任状（様式第3号）	11頁
6	入札書（様式第4号）	12頁
7	売買契約書（案）	13頁～14頁

【一般競争入札（消防車両売却）等の手続きの流れ】

入札の公告

【平成28年2月22日（月）】



入札説明書配布開始

⇒

配布場所

【平成28年2月22日（月）】

組合ホームページ上



入札参加資格確認申請受付期間

【平成28年2月22日（月）

～平成28年3月7日（月）】



入札物件公開期間

⇒

公開場所

【平成28年2月22日（月）

～平成28年3月22日（火）】

相馬地方広域消防本部



入札

⇒

入札会場

【平成28年3月22日（火）】

午後2時00分

相馬地方広域消防本部



契約締結

【平成28年3月25日（金）まで】



購入代金入金

【契約締結日から2週間以内まで指定する金融機関へ振り込み】



車両の引渡し

⇒

引渡し場所

【平成28年4月18日（月）まで】

相馬地方広域消防本部



車両の解体処分報告

【車両引渡から60日以内】

入札説明書

一般競争入札に参加しようとする者（以下「参加希望者」という。）は、本入札説明書及び売買契約書を熟読の上で入札してください。

1 売却物件（ポンプ車）の概要

初年度登録年月	平成7年10月
車体の形状	消防車
車台番号	FG538C420006
型式	KC-FG538C改
乗車定員	6人
車両重量	4,230kg
車体の大きさ	長さ：532 幅：188 高さ：260（単位：cm）
排気量	4.56ℓ
燃料	軽油
走行距離	41,949km
その他	車両は、現状渡しとなります。

車検は平成29年10月3日迄ですので、落札者において一時抹消登録後の引渡しとなります。

車両の引き取り及び登録又は解体処分に係る費用（リサイクル料金未預託部分含む）は、全て落札者の負担となります。

解体しない場合は、消防章の撤去、赤色警光灯の撤去、サイレンアンプの撤去、ボディ等の文字消去を再利用の条件とし、相馬地方広域市町村圏組合は瑕疵担保責任を負いません。

使用車種規制（NOx・PM）に適合していません。

リサイクル料金は預託済み（エアバック類・フロン類料金を除く）です。

解体処分の場合は、永久抹消登録の書面提出が必要です。

2 売却物件の公開

次のとおり公開します。

日時：公告の日から入札日まで

場所：相馬地方広域消防本部（福島県南相馬市原町区高見町一丁目272）

現場での説明は実施しませんが、上記期間中に物件の確認をすること。

物件の確認をしなくても入札に参加できますが、物件に関するすべての事項を了承されているものとみなします。

ご覧になる場合は、事前に相馬地方広域市町村圏組合事務局総務課（TEL 0 2 4 4 - 3 5 - 0 2 1 1）へご連絡ください。

3 質疑応答

(1) 質疑受付期限

平成28年3月7日（月）正午まで

質疑は書面によること（直接持参又は郵送等による）。

※ 質疑のない場合は、提出の必要はありません。

(2) 質疑受付場所

相馬地方広域市町村圏組合事務局総務課

(3) 質疑回答

平成28年3月9日（水）午前10時から

(4) 回答場所等

相馬地方広域市町村圏組合事務局総務課で縦覧に供します。

郵送を希望される場合は、質疑書提出（郵送）時に、82円切手を貼った返信用封筒を提出（同封）してください。

4 入札参加資格

入札参加資格（入札公告「消防車両の売却に係る一般競争入札の施行について2一般競争入札に参加することができない者」を参照してください。）を有する方であれば、どなたでも入札参加できます。

5 入札参加資格の確認申請

参加希望者は、平成28年2月22日（月）から平成28年3月7日（月）までの土曜日、日曜日、祝祭日を除く日の9時から12時、13時から17時（以下「指定した時間」という。）までに次に掲げる書類を相馬地方広域市町村圏組合事務局総務課に提出してください。

ア 消防車両の売却に係る一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）

イ 消防車両の売却に係る一般競争入札使用印鑑届（様式第2号）

ウ 登記事項証明書（法人の場合のみ）

エ 納税証明書（原寸大で鮮明なものであれば写し可）

法人の場合——直前1年分の法人納税証明書（法人市町村民税、固定資産税、軽自動車税）及び「消費税及び地方消費税」の納税証明書（未納のないことの証明書（納税証明書その3））

個人の場合——直前1年分の代表者又は個人の納税証明書（個人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税）及び個人事業者については、「消費税及び地方消費税」の納税証明書（未納のないことの証明書（納税証明書証明書その3））

【注意】 滞納されている場合は受付できません。

「消費税及び地方消費税」にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず「消費税及び地方消費税」の納税証明書（納税証明書その3）を必ず提出してください。

【注意】入札参加資格確認申請を郵送等により行う場合は、指定した期間内に到着したものを有効とします。また、封筒に「消防車両の売却に係る一般競争入札参加確認申請書在中」と朱字記載をすること。

また、審査の結果、入札参加資格を有すると認められる者には、入札参加受付書を送付しますので、返信用の長3封筒に82円分の返信切手を貼付し、返信先を記入のうえ、確認申請書類と一緒に郵送してください。

6 代理人による入札

申請者（本人）以外の方（代理人）が入札に参加される場合、代理人は、入札日当日に本人からの委任状（様式第3号）を提出してください。

なお、委任状については、本人及び代理人がそれぞれ記入し、押印してください。

本人以外の方は、全て代理人となります。

7 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しないときは、入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

8 契約保証金

免除する。

9 入札の日時及び場所

○日時及び場所

日時：平成28年3月22日（火）午後2時00分

入札開始時間に遅れますと、入札に参加できませんのでご注意ください。

場所：相馬地方広域消防本部

10 郵便による入札

郵便による入札は、取り扱わない。

11 その他入札に関すること

(1) 入札に必要なもの

ア 入札参加受付書

入札当日の参加票となるものです。入札執行前に提出してください。

イ 入札書

① 入札書は当組合指定のもの（様式第4号）を必ず使用してください。

② 金額の記入は、算用数字（0、1、2、3・・・9）を使用してください。

③ 契約決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、「消費税及び地方消費税」にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希

望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること（税抜き額を入札金額とすること）。

- ④ 入札書の金額の加除訂正はできませんので、記入に際しては、誤りのないよう十分ご注意ください。
- ⑤ 金額以外の記入箇所につきましては、訂正がある場合、訂正印をもって訂正を行ってください。
- ⑥ 代理人の方が入札に参加される場合、事前に提出いただいた委任状に基づき、受任者（代理人）の方の記名・押印をしてください。

ウ 委任状（本人以外の方が入札に参加する場合のみ。）

エ 印鑑

使用印鑑届に押印した印鑑、若しくはイ⑥の場合は委任状の代理人欄に押印された印鑑となりますので、ご注意ください。

オ 筆記用具

黒色のボールペン等容易に消すことができないもの。

(2) 入札の方法

入札は、入札書を入札箱の中に投函して行います。いったん投函した入札書は、その理由の如何に関わらず、引換え、変更又は取消しを行うことはできません。

(3) 入札の無効

入札の無効は、平成28年2月22日公告「消防車両の売却に係る一般競争入札の施行について9入札の無効」のとおりです。

12 落札者の決定方法

入札に際しては、予定価格を設定しますので、入札の結果、予定価格以上で最高の価格をもって応札された方を落札者とします。

予定価格以上で同じ価格の応札者が2名以上あった場合は、直ちにくじ引きによって落札者を決定します。

13 契約の締結

落札者は、落札決定後、平成28年3月25日（金）までに、契約を締結しなければなりません。

14 購入代金の納入

購入代金を、契約締結後にお渡しする納付書をもって、組合が指定する期日までに、指定する金融機関に現金で全額一括納入し、納付書の領収部分の写しを相馬地方広域市町村圏組合総務課まで提出してください。

15 落札物件の引き取り

(1) 落札物件は、引き取り期日（平成28年4月18日（月）まで、但し契約金額入金確認後）にお引き取りください。

(2) 落札物件のお引き取りの際には、その予定日時を事前に相馬地方広域市町村圏組合事務局総務課（TEL 0244-35-0211）までご連絡ください。

- (3)引渡し後、車両を解体処分等しない場合は、赤色警光灯・サイレンの撤去、ボディー文字等の抹消を行い、確認できる写真を14日以内に相馬地方広域市町村圏組合事務局総務課へ提出してください。
- (4)自動車重量税及び自賠責保険の還付手続きは落札者が行い、還付金を本組合が指定する方法でそれぞれ本組合に納入ください。

16 引き渡し後の手続きについて

(1) 車両を解体処分する場合

契約者は、その責任において契約物件の解体処分を行ってください。なお、永久抹消登録の書面及び解体処分報告書（任意様式）に、解体状況が確認できる写真を添付し、引渡しの日から60日以内に相馬地方広域市町村圏組合事務局総務課に提出してください。

(2) 車両を登録等する場合

契約者は、その責任において契約物件の登録等を行ってください。なお、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第33条第1項に規定する譲渡証明書等は、契約者の請求に基づき交付します。

(3) その他

契約者は、抹消登録し、確認できる書類（写し可）を提出ください。

※緊急車両に係る登録の抹消手続きは本組合で対応いたします。

17 その他

- (1) 庁舎内での移動及び入札時は、静粛にお願いいたします。入札執行上問題があると思なした場合、入札参加資格を剥奪し、入札会場から退場していただく場合もあります。
- (2) 庁舎内は分煙になっていますので、ご協力をお願いします。
- (3) この説明書に定めのない事項については、相馬地方広域市町村圏組合財務規則及びその他関係法令の定めるところによります。

様式第1号

消防車両の売却に係る一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

相馬地方広域市町村圏組合 管理者 様

〒

申請者住所

フリガナ
商号又は氏名

フリガナ
代表者職・氏名

電話番号

FAX番号

様式第2号

消防車両の売却に係る一般競争入札使用印鑑届

平成 年 月 日

相馬地方広域市町村圏組合 管理者 様

〒

申請者住所

フリガナ
商号又は氏名

フリガナ
代表者職・氏名

電話番号

F A X 番号

下記の印鑑は、消防車両の売却に係る一般競争入札に参加し、契約の締結、その他一切の商取引に使用しますのでお届けします。



様式第3号

委任状

平成 年 月 日

相馬地方広域市町村圏組合 管理者 様

平成28年2月22日付けで公告のあった、「消防車両の売却に係る一般競争入札」の入札及び見積にあたり、下記の者を代理人と定め一切の権限を委任します。

記

委任者

住 所

商号又は氏名

代表者職・氏名

受任者

住 所

商号又は氏名

職 ・ 氏 名

様式第4号

入 札 書

入札対象車台番号
FG538C420006

上記の消防ポンプ自動車について入札告示による入札条件を承諾の上、下記の金額で申込みをいたします。

入 札 金 額	円（消費税相当額除く）
---------	-------------

平成 年 月 日

相馬地方広域市町村圏組合 管理者 様

住 所
(入札者)
氏 名

車両売買契約書(案)

相馬地方広域市町村圏組合管理者(以下「甲」という。)と【落札者】(以下「乙」という。)とは、甲が第1条に記載する車両を乙に売り渡し、乙が買い受けることについて次のとおり契約を締結する。

(契約の要項)

第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。

(1) 車種及び数量

車種・車名	車台番号	数量
消防ポンプ自動車 (排気量 4.56L) ディーゼル	FG538C420006	1台

(2) 売買代金 　　¥　　【入札金額】　　円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　円)

(代金の納入)

第2条 売払代金の納入は、組合が発行する納入通知書により、契約締結の日から起算して14日以内に全額を一括納入しなければならない。

(引渡)

第3条 車両の引渡しは、乙が売買代金の納付を完了した後とする。

- 2 引渡しの日時等は双方協議の上決定する。
- 3 引渡し後、14日(車両を解体処分する場合は60日)以内にボディー文字等の抹消、赤色警光灯・サイレンアンプの撤去を行い、写真を相馬地方広域市町村圏組合事務局総務課へ提出する。

(解除等)

第4条 甲乙いずれか一方がこの契約に違反したときは、その相手は、いつでもこの契約を解除することができる。

- 2 第1項の定めによりこの契約が解除された場合において、契約違反者は、その相手方に損害を与えたときは、直ちにその損害を賠償しなければならない。

(諸費用の負担)

第5条 次に掲げる費用は乙の負担とする。

- (1) 「相馬地方広域消防相馬消防署」表示の抹消、回転灯・サイレン等の取外し及び処分に係る経費

(2) 永久抹消登録もしくは一時抹消登録に係る経費

(3) 車両の運送に係る経費

(引渡し後の保証)

第6条 第1条に記載する車両の引渡しは現状渡しとし、甲は、引渡し後の不調や故障についての保証は一切行わない。

(疑義等の決定)

第7条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

相馬市中村字大手先13

(甲) 相馬地方広域市町村圏組合
管理者 桜井勝延 印

(乙) 【落札者の住所氏名】 印